



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年 3 月25日火曜日 第1949号外 1

◇ 目 次 ◇  
条 例

愛媛県県営住宅管理条例の一部を改正する条例..... 1

条 例

○愛媛県条例第 1 号

愛媛県県営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年 3 月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県県営住宅管理条例の一部を改正する条例**

愛媛県県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第 1 章 ~ 第 5 章 省略</p> <p>第 6 章 県営住宅駐車場の管理（第 23 条の 17 第 23 条の 25）</p> <p>第 7 章 補則（第 23 条の 26 第 27 条）</p> <p>附則</p> <p>（住宅の明渡請求）</p> <p>第 23 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対して一般県営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) ~ (5) 省略</p> <p>(6) 入居者が第 17 条第 3 項から第 6 項まで及び第 8 項並びに第 23 条の 18 第 1 項の規定に違反したとき。</p> <p>(7) 省略</p> <p>2 ~ 6 省略</p> <p>第 23 条の 16 省略</p> <p>第 6 章 県営住宅駐車場の管理</p> <p>（使用者の資格）</p> <p>第 23 条の 17 知事が定める県営住宅の駐車場（以下「県営住宅駐車場」という。）を使用することができる者は、<u>県営住宅の入居者又は第 23 条の 2 第 1 項の許可を受けた社会福祉法人等であつて次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</u></p> <p>(1) <u>入居者若しくは同居者又は第 23 条の 2 第 1 項の許可を受けた社会福祉法人等が自ら使用するため県営住宅駐車場を必要としていること。</u></p> <p>(2) <u>県営住宅駐車場の使用料（以下「駐車場使用料」という。）を支払うことができること。</u></p> <p>(3) <u>第 23 条第 1 項各号のいずれの場合にも該当しないこと。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>県営住宅の入居者又は第 23 条の 2 第 1 項の許可を受けた社会福祉法人等の組織する団体で知事が適当と認めるものは、県営住宅駐車場の使用者の資格を有するものとする。</u></p> <p>（使用許可の申請）</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 ~ 第 5 章 省略</p> <p>第 6 章 補則（第 24 条 第 27 条）</p> <p>附則</p> <p>（住宅の明渡請求）</p> <p>第 23 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対して一般県営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) ~ (5) 省略</p> <p>(6) 入居者が第 17 条第 3 項から第 6 項まで及び第 8 項 _____ の規定に違反したとき。</p> <p>(7) 省略</p> <p>2 ~ 6 省略</p> <p>第 23 条の 16 省略</p>

**第23条の18** 前条に規定する使用資格のある者で、県営住宅駐車をしようとする者は、駐車場使用申込書を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、駐車場使用申込書の記載事項の変更をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

3 第1項の許可を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(使用者の選考)

**第23条の19** 知事は、前条第1項の許可の申請に係る自動車の数が使用させるべき県営住宅駐車の区画の数を超える場合は、公開抽せんを行い、県営住宅駐車の使用者(以下「使用者」という。)及び補欠使用予定者を決定する。ただし、県営住宅の入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事情がある場合で県営住宅駐車の使用が必要であると認めるときは、他の者に優先して当該入居者に使用させることができる。

2 知事は、前項の公開抽せんの日から次回の公開抽せんの前日までに県営住宅駐車場に空きが生じたときは、同項の補欠使用予定者の順位に従い使用者を決定する。

3 知事は、前条第1項の許可の申請に係る自動車の数が使用させるべき県営住宅駐車の区画の数を超えない場合は、当該許可の申請をした者を使用者として決定する。

4 知事は、前3項の規定により使用者を決定したときは、当該使用者に対して駐車場使用決定通知書により使用開始日を明示して通知するものとする。

(駐車場使用料)

**第23条の20** 駐車場使用料は、近傍同種の駐車場の使用料の額以下の額で、県営住宅駐車の整備に要した費用の償却費、管理事務費、地代等を勘案して知事が定める。

2 駐車場使用料は、前条第4項に規定する使用開始日から徴収する。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場使用料の額を変更することができる。

(1) 物価の変動に伴い、必要があると認めるとき。

(2) 駐車場相互の間における駐車場の使用料の均衡上必要があると認めるとき。

(3) 県営住宅駐車の設備を改良したとき。

(使用の承継)

**第23条の21** 使用者(第23条の2第1項の許可を受けた社会福祉法人等及び第23条の17第2項に規定する団体を除く。)が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該使用者と同居していた者で第17条第8項の承認を受けたものは、規則で定めるところにより、知事の承認を受けて、引き続き当該県営住宅駐車場を使用することができる。

(明渡しの確認)

**第23条の22** 使用者は、県営住宅駐車を明け渡そうとするときは、7日前までに知事に届け出て、住宅監理員又は知事の指定する者の確認を受けなければならない。

(駐車場の明渡請求)

**第23条の23** 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合において、県営住宅駐車の使用許可を取り消し、又はその明渡

しを請求することができる。

- (1) 使用者が第23条の17に規定する資格を失ったとき。
- (2) 使用者が不正の行為によつて県営住宅駐車場の使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用者が正当な事由によらないで駐車場使用料を3月以上滞納したとき。
- (4) 使用者が正当な事由によらないで引き続き15日以上県営住宅駐車場を使用しないとき。
- (5) 使用者が県営住宅駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき。
- (6) 県営住宅駐車場の借上げの期間が満了するとき。
- (7) 県営住宅又は共同施設の管理上必要があると認めるとき。

2 前項（第7号を除く。）の規定によつて県営住宅駐車場の明渡請求を受けた者は、速やかに当該県営住宅駐車場を明け渡さなければならない。

3 知事は、第1項第1号から第5号までの規定に該当することにより同項の請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対して、当該請求の日の翌日から当該県営住宅駐車場の明渡しを行う日までの期間について、毎月、当該県営住宅駐車場の近傍同種の駐車場の使用料の額を超えない範囲で、当該駐車場使用料の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4 知事は、第1項第6号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該使用者にその旨の通知をしなければならない。

5 知事は、第1項第7号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、期限を定めてその明渡しを請求するものとする。

（損害賠償責任）

**第23条の24** 県は、県営住宅駐車場内における盗難、損傷等の事故により県営住宅駐車場の使用者が損害を受けても、その賠償の責めを負わない。

（準用）

**第23条の25** 第10条、第12条第2項及び第3項並びに第17条第4項の規定は、県営住宅駐車場の管理について準用する。この場合において、第10条及び第12条第2項中「家賃」とあるのは「駐車場使用料」と、同条第3項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「一般県営住宅に入居した」とあるのは「県営住宅駐車場を使用した」と、「一般県営住宅を」とあるのは「県営住宅駐車場を」と、「家賃」とあるのは「駐車場使用料」と、第17条第4項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「一般県営住宅」とあるのは「県営住宅駐車場」と、「入居の権利」とあるのは「使用の権利」と読み替えるものとする。

## 第7章 補則

（駐車の禁止）

**第23条の26** この条例又は他の法令に特別の定めのある場合を除くほか、何人も、県営住宅の敷地内に引き続き8時間以上自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（二輪の小型自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型特殊自動車を除く。）をいう。）の駐車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第18号に規定する駐車をいう。）をしてはならない。

（罰則）

**第26条** 知事は、入居者又は使用者が詐欺その他の不正の行為によ

## 第6章 補則

（罰則）

**第26条** 知事は、入居者\_\_\_\_\_が詐欺その他の不正の行為によ

つて家賃又は駐車場使用料の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

つて家賃\_\_\_\_\_の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県県営住宅管理条例（以下「新条例」という。）第23条の26の規定は、新条例第23条の17の規定により定める駐車場に係る県営住宅について適用する。

（施行前の準備）

- 3 新条例第23条の18第1項の許可を受けようとする者は、この条例の施行前においても、その申請を行うことができる。